

消費者向け取引への重要な影響を 及ぼす消費者契約法の改正動向

2016年4月22日
松田綜合法律事務所
弁護士 森田 岳人

I. 改正経緯

消費者契約法は、消費者保護を目的として制定された法律で、消費者契約に関する包括的なルールを定めたものです（民法の特別法）。

平成13年に消費者契約法が施行され、実務に浸透してきましたが、その後の高齢化のさらなる進展、情報通信技術の発達等の社会経済状況の変化を受けて、平成26年8月に内閣総理大臣から消費者委員会に法改正の諮問がなされ、同年11月から消費者契約法専門調査会において議論が重ねられ、平成27年12月25日に「消費者契約法専門調査会報告書」（以下「報告書」といいます）がとりまとめられました¹。

報告書では、6つの論点について速やかに法改正を行うべきと提言され²、これを受けて、平成28年3月4日、消費者契約法の実体法部分の改正を内容とする「消費者契約法の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」といいます）が国会に提出され、現在審議中です³。

消費者契約法の改正は、消費者向け取引を行っ

ている事業者にとって重要な影響を及ぼしますので、本稿では、報告書の内容について、その概要をご紹介します。

II. 法改正が行われる可能性が高い事項

(1) 重要事項の拡張

現行の消費者契約法では、「重要事項」について不実告知（法4条1項1号）が行われた場合には、契約を取り消すことができるとされています。ここでいう「重要事項」とは、「質、用途その他の内容」（法4条4項1号）と「対価その他の取引条件」（同項2号）を意味します。逆に言うと、上記事項以外で不実告知があっても、消費者契約法上は取り消すことができません⁴。例えば、『電話回線がアナログからデジタル変わるので、今使っている黒電話は使えなくなる』と言われて新しい電話機をリースした」という事例においては、「質、用途その他の内容」と「対価その他の取引条件」について不実告知が行われていないので、現行法では、消費者契約法に基づく取消はできません。

しかし、上記のような詐欺に近い事例が増えており、被害者の救済が必要と考えられるため、報告書では、不実告知における「重要事項」に、新たに「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」を追加することを提言して

⁴民法等の他の法令により取り消せる可能性はあります。

¹内閣府消費者契約法専門調査会のホームページ

<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/other/meeting5/>

²報告書では、「速やかに法改正を行うべき内容を含む主な論点」の他に、「今後の検討課題として引き続き検討を行う主な論点」及び「解釈の明確化等による対応を図る主な論点」も記載されていますが、本稿では省略します。

³ 改正法案の内容

<http://www.caa.go.jp/soshiki/houan/>

います。

上記提言を受けて、改正法案では、「重要事項」に、「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情」が追加列挙されています(改正法案4条5項3号)。

上記の例で言えば、「電話回線がアナログからデジタル変わるので、今使っている黒電話は使えなくなる」という事情が、重要事項(「損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情」)となり、それが事実と反するため、消費者契約法により、新しい電話機のリース契約を取り消すことができるようになります。

事業者が、故意に不実告知を行った場合だけでなく、事業者が知らないまま重要事項を誤って告知すれば、消費者は契約の取消ができます。

したがって、今回の法改正により重要事項が拡張されますので、事業者が消費者を勧誘する際の勧誘文言については、事実と反することがないように、より一層の注意が必要となります。

(2) 過量契約取消規定の新設

高齢化の進展に伴い、加齢や認知症等により判断力が不十分な消費者が不必要な契約を締結させられたという事案が増加しています。例えば、必要もないのに、高齢の女性に対し、着物や宝石を大量に売りつけ、老後の生活資金のほとんどを使わせてしまうというような事例です。

そこで、報告書は、消費者に対して、過量契約(事業者から受ける物品、権利、役務等の給付がその日常生活において通常必要とされる分量、回数又は期間を著しく超える契約)に当たること及び当該消費者に当該過量契約の締結を必要とする特別な事情がないことを知りながら、当該過量契約の締結について勧誘し、それによって当該過量契約を締結させたような場合に、意思表示の取消しを認める規定を新たに設けることを提言してい

ます。

なお、この「過量契約」の規定と同様な規定は、既に特定商取引法で定められています(「過量販売」。特定商取引法9条の2)。

これを受けて、改正法案では、「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間(以下「分量等」という。)が当該消費者にとっての通常の分量等を著しく超えるものであることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」と定められました(改正法案4条4項前段)。

なお、ここでいう「通常の分量等」とは、「消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等」のことと定義されています(同項)。

事業者としては、過量契約を締結しないように、内部的な基準を設けるなどして、慎重な取り扱いをしていく必要があるでしょう。

(3) 取消権の行使期間の伸長

現行の消費者契約法では、取消権の行使期間を、「追認をすることができる時から6箇月間」(短期の行使期間)か、「消費者契約の締結の時から5年」(長期の行使期間)としています(法7条1項)。

しかし、消費者被害を受けた消費者は、自分が被害にあったこと認識しても、後悔や恥ずかしいという思いから、自ら取消権を行使したり、他人に相談したりすることをためらっているうちに、短期の行使期間が経過してしまうということがあります。

そこで、報告書では、取消権の短期の行使期間を、6か月から1年に伸長することを提言してい

ます。

これを受けて、改正法案でも、取消権の短期の行使期間が1年間延長されています（改正法案7条）。

(4) 取消の効果規定の新設

現在、民法の改正が国会で審議されていますが、その民法改正法案では、契約が取り消された後は、原則として契約当事者が原状回復義務を負うこととされています（民法改正案121条の2）。ただ、そうすると、例えば消費者が商品を受領して、商品を消費したあとに消費者契約法に基づき契約を取り消した場合、原状回復として、費消した商品分の代償金を業者に支払わなければなりません。

しかし、そのような結論は、消費者の救済になりません。

そこで報告書は、消費者が、事業者から給付を受けた当時、契約を取り消すことができることを知らなかったときは、当該消費者の返還義務の範囲を現存利益に限定する（＝残っているものだけ返還すれば足りる）旨の規定を新設することを提言しています。

これを受けて、改正法案でも、同様の規定が新設されました（改正法案6条の2）。

(5) 事業者の損害賠償責任を免除する条項の修正

報告書は、現行の消費者契約法8条1項3号及び4号に記載されている「民法の規定による」という文言を削除するように提言しています。

これを受けて、改正法案でも同文言が削除されています（改正法案8条1項）。

ただ、これは形式的な文言の修正ですので、消費者契約法の内容が変わるものではありません。

(6) 不当条項の類型の追加／消費者の利益を一方的に害する条項の例示の追加

現行の消費者契約法は、事業者の損害賠償義務の免責条項（法8条）と消費者の過大な損害賠償金や違約金の支払い義務を定める条項（法9条）を無効としています。

報告書では、それらに加えて、債務不履行の規定に基づく解除権又は瑕疵担保責任の規定に基づく解除権を、消費者にあらかじめ放棄させる条項を無効とする規定を設けることを提言しています。消費者の解除権をあらかじめ放棄させるような条項は、消費者にとって著しく不利益で、不当性が高いからです。

これを受けて、改正法案では、同様の規定が定められました（改正法案8条の2）。

事業者としては、自社のひな形の契約書に上記のような条項が定められていないか、再点検が必要です。

また、現行の消費者契約法は、上記の法8条や9条で定められている条項以外でも、「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて」（前段部分）、信義誠実の「基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」（後段部分）を無効としています（法10条）。

そして、報告書は、前段部分に、「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな契約の申込み又は承諾の意思表示をしたものとみなす条項」を追加することを提言しています。

これを受けて、改正法案では、同様の規定が追加されました（改正法案10条）。

例えば、商品の1か月間無料利用キャンペーンが行われ、そのキャンペーン期間終了後に、そのまま消費者が当該商品を使用した場合には、自動的に有料の契約を申し込んだものとみなす、という条項があった場合には、法10条の前段部分に

該当することとなります。

なお、厳密には、法10条前段部分に該当しただけで、ただちに当該条項が無効となるわけではありません。後段部分にも該当して、はじめて当該条項が無効となります。

しかし、法改正により、わざわざ前段部分に「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな契約の申込み又は承諾の意思表示をしたものとみなす条項」が明記されますので、当該条項については、相当程度の合理性や相当性がない限り、消費者の利益を一方的に害すると評価され、無効となる可能性があります。

現在、契約書の中で当該条項を使用している事業者は、条項の見直しを検討する必要があります。

この記事に関するお問い合わせ、ご照会は以下の連絡先までご連絡ください。

弁護士 森田 岳人
morita@jmatsuda-law.com

松田綜合法律事務所
〒100-0004
東京都千代田区大手町二丁目6番1号
朝日生命大手町ビル7階
電話：03-3272-0101 FAX：03-3272-0102

この記事に記載されている情報は、依頼者及び関係当事者のための一般的な情報として作成されたものであり、教養及び参考情報の提供のみを目的とします。いかなる場合も当該情報について法律アドバイスとして依拠し又はそのように解釈されないよう、また、個別な事実関係に基づく具体的な法律アドバイスなしに行為されないようご留意下さい。